

14 教 育

千葉市養護教育センター

特別な支援を要する子どもの教育相談や教職員の研修、指導方法等の研究、教育情報の提供などを行っています。

所 在 地	相談専用電話	F A X
〒 261-0003 美浜区高浜 3 - 2 - 3	043-277-1199 (月～金曜日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0)	043-277-1852

特別支援学校・特別支援学級

特別支援学校・特別支援学級は、心身に障害があり、教育上特別な配慮や支援を必要とする児童生徒のための学校（学級）です。

学校での教育・支援のほか、重度の心身障害や入院中のため通学困難な児童生徒に対し、家庭や病院に教員が訪問して教育を行っています。

◆関係特別支援学校一覧

学 校 名	電 話	学 校 名	電 話
県立仁戸名特別支援学校（病）	043-264-5400	県立袖ヶ浦特別支援学校（肢・病）	043-291-6922
県立千葉特別支援学校（知）	043-257-3909	千葉大学教育学部附属特別支援学校（知）	043-258-1111
県立桜が丘特別支援学校（肢）	043-231-1449	千葉市立特別支援学校（知）	043-265-9293
県立千葉聾学校（聴）	043-291-1371	千葉市立第二特別支援学校（知）	043-256-1950
県立千葉盲学校（視）	043-422-0231	千葉市立高等特別支援学校（知）	043-388-0133

※ 病：病弱、知：知的障害、肢：肢体不自由、聴：聴覚障害、視：視覚障害

◆市内特別支援学級設置校

- 小学校 108校中 106校
 - 中学校 53校中 48校
- 詳しくは、教育委員会ホームページをご覧ください。

■窓 口	千葉市教育委員会教育支援課	電話 043-245-5938	FAX 043-245-5982
------	---------------	-----------------	------------------

通級指導教室

通級指導教室は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、障害による困難の改善・克服を目的とした指導を受けるための教室です。通級指導教室には、ことばの教室、きこえの教室、LD 等通級指導教室があります。詳細は、教育委員会ホームページをご覧ください。

◆発音、吃音等のことばの発達、きこえが気になる児童の相談・指導

- ことばの教室・きこえの教室設置校

ことばの教室 小学校 14校 きこえの教室 小学校 4校

※きこえにくさのある中学生を対象とした相談・指導は、千葉県立千葉聾学校で行っています。

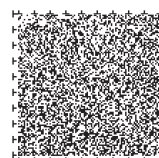
■窓 口	千葉市教育委員会教育支援課	電話 043-245-5938	FAX 043-245-5982
------	---------------	-----------------	------------------

◆LD、ADHD、自閉症スペクトラム等がある児童生徒の指導

- LD 等通級指導教室設置校

小学校 8校 中学校 6校

■窓 口	千葉市養護教育センター	電話 043-277-1199	FAX 043-277-1852
------	-------------	-----------------	------------------



特別支援教育就学奨励費

障害があり特別支援学級などに通学している児童生徒がいる保護者に対し、学校生活を送るうえで必要な経費の一部を援助する「特別支援教育就学奨励費」制度を実施しています。

- 対象者 千葉市立の小・中・中等教育学校に在籍し、次の①～③のいずれかに該当する児童生徒の保護者が対象となります。
- ①特別支援学級に通学している。
 - ②通級指導教室に通級している。
 - ③学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度（※）に該当し、通常の学級に通学している。
- ※学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に関することは、教育委員会学事課のホームページ内「特別支援教育就学奨励費制度のご案内」をご覧ください。

■手続き方法
学校から案内がありますので、「特別支援教育就学奨励費受給関係届（収入額・需要額調書）」を学校にご提出ください。

■支給費目
需要額（※）に対する、世帯の収入額の倍率によって、支給される費目が異なります。

収入額／需要額	支給対象費目
1.5倍未満（支弁区分：Ⅰ） 1.5倍以上2.5倍未満（支弁区分：Ⅱ）	学校給食費（中学生のみ）、通学費、職場実習交通費（中学生のみ）、交流及び共同学習交通費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費
2.5倍以上（支弁区分：Ⅲ）	通学費、職場実習交通費（中学生のみ）、交流及び共同学習交通費

※需要額とは、前年12月末日現在の同一生計世帯の構成に基づいて、同日現在で適用される生活保護基準を基に算出した額となります。

■窓 口

制度全般に関すること	千葉市教育委員会学事課	電話 043-245-5928	FAX 043-245-5982
障害の程度に関すること	千葉市教育委員会教育支援課	電話 043-245-5938	FAX 043-245-5982

